

新潟市地域再生可能エネルギー導入促進事業
支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

新潟市地域再生可能エネルギー導入促進事業支援業務

2. 事業目的

本市は 2050 年ゼロカーボンシティを目指し、再生可能エネルギーの導入を推進している。今後、市域で持続可能な再生可能エネルギーを最大限導入していくためには、地域社会との共生が不可欠である。

本事業は、再生可能エネルギーによる生活環境や自然環境への影響と、環境面と経済面での効果や便益と損失の両面を分析し、専門家等の意見を聴きながら本市における地域再生可能エネルギーのゾーニングマップ案等を作成する。合わせて温暖化の現状や再生可能エネルギーの意義などについて、セミナーなどを通じて市民に発信していくことを目的としており、その支援業務を委託するものである。

3. 業務の実施期間

契約日から令和 4 年 1 月末日

4. 業務内容等

(1) 再生可能エネルギーの影響調査業務

太陽光、風力（陸上、洋上）といった種類別に、再生可能エネルギー導入の影響と効果を調査し、再生可能エネルギーの理解促進に向けたバックデータを得る。

国のガイドラインその他一般的な学術的根拠に基づいて調査、分析等を行うものとし、本仕様書に記載がない前提条件や調査の内容は、別途協議して決定する。

ア. 太陽光発電ポテンシャルマップ（屋根並びに農地）の作成

本市内の住宅や事業所、工場などの屋根並びに農地（耕作放棄地含む）を活用した太陽光発電設備の設置を促進することを目的として、Web で以下の情報を提供する地図（太陽光発電ポテンシャルマップ）を整備し、公開する。

- ・掲載する情報は、建物ごと等の予想発電量、太陽光発電適合度、CO₂削減量のほか、目的に合致するものとする。
- ・太陽光発電ポテンシャルマップは、公開後においても本市担当課（以下「担当課」という）において管理が可能なものとする。

イ. 営農型太陽光発電のマッチング

本市内の耕作放棄地など農地を活用し、営農者と発電事業者のマッチングを行うことで、耕作放棄地や後継者不足といった農業面での課題と、脱炭素化やエネルギー地産地消の促進といった環境面での課題の同時解決を目指す。

- ・持続可能かつ収益性が見込まれる計画に基づいて営農を行うことを前提とする。
- ・発電した電力については、近隣の農業施設への供給や電気自動車への蓄電など、自家消費を基本とする。
- ・候補となる農地や作物の選定、営農計画については、本市の農林水産部や農業委員会など関係者と協議して決定する。
- ・地域でのヒアリングや勉強会を通じて営農者及び発電事業者の発掘を行うほか、ホームページ等での募集や、事業体の設立など、複数のマッチング手法を検討する。
- ・国や県などの補助制度が活用できる場合は、その提案と申請書の作成支援を行う。
- ・農地法に基づく一時転用や電気事業にかかる許可申請など、必要な手続きを整理するとともに必要に応じて作成支援を行う。
- ・市域での普及に向けた課題と対応策を検討する。
- ・検討結果に基づき、地域での今後の普及見込みとそれによるCO₂削減効果、経済波及効果を試算する。

ウ. 陸上風力発電の影響調査

本市北区に民間発電設備（3MW×2基。全量FIT売電）が設置される場合を想定し、以下の各項目について調査、分析を行う。調査方法や分析結果については、有識者へのヒアリングを行った上でその意見を反映する。

- ・CO₂排出削減量
- ・設備の設置工事や存在、稼働によって懸念される、生活環境や自然環境への影響を把握するとともにCO₂排出量削減効果を推計する。なお、影響把握にあたっては下記の項目を含めて行うものとする。
- ・音や振動による近隣住民への健康被害のリスクについて、離隔距離ごとに評価
- ・秋季～冬季（9月～12月）における鳥類の渡りルートや、鳥類種別、気象条件、生息域等を考慮し、衝突リスクの高い（低い）エリアのゾーニング
- ・検討にあたっては環境省データベースや周辺区域における過去の調査文献など、既存資料の詳細な分析を基本とし、既存資料が十分でない項目については、調査手法について十分な知識と経験を有する者を主担当者として実地調査を実施する。

エ. 洋上風力発電の影響調査

本市沖に民間発電設備（10MW×35基。全量FIT売電）が設置される場合を想定し、上記ウと同様の調査を行うほか、以下について調査、分析を行い、県のゾーニングのうち、本市域分の合意形成につなげる。

- ・経済面について、新たに市域で循環する資金、工事受注、雇用、産業振興、税金等を含めた経済波及効果の試算
- ・他地域での事例に基づき、地域メリットの増加につながる手法とその効果について検討する。
- ・景観の変化を把握するための資料として、発電設備とその周辺地形を含むデジタル3D画像、フォトモンタージュの作成（本市が開催する勉強会等で市民等に公開できるものとし、成果物提出後に担当課において修正が可能な形式で提出）

オ. 専門委員会等の開催

外部有識者などによる専門委員会等を 3 回程度開催し、本事業にかかるアドバイスや評価を受ける。

- ・有識者の選定、調整等については担当課が行う。
- ・会場費や設営費などは委託に含まない。

(2) 新潟市地域再生可能エネルギーゾーニングマップ案作成業務

オの委員会等の意見を踏まえ、ア～エの調査結果をまとめた市域のマップを作成する。

- ・作成のための条件やファイル形式は、今後、国が指針や要領などで示した場合は、それを踏まえること。
- ・本市や県における各種計画などとの整合性を図ること。

(3) 再生可能エネルギー理解促進業務

市民が温暖化の現状や脱炭素化の必要性などについて正しく理解し、地域と再生可能エネルギーの在り方について考える機会を創出する。以下を例として、提案または協議によって内容を決定する。

例示

ア. 市民向けセミナーや勉強会の企画・運営

- ・テーマ設定に基づいたセミナー、ワークショップなど（3 回程度）
- ・有識者による講演会（1 回程度）

イ. 啓発動画の制作

- ・市ホームページなどへの掲載用（2～3 分程度）
- ・インターネットでの動画配信や SNS での発信を検討

ウ. 映画の上映（1 回程度）

- ・気候危機や再エネをテーマとした映画を上映
- ・公共施設や市民映画館などを活用
- ・地域団体と協力し実施

5. 業務の進め方

- ・本業務を行うにあたり、受託者は、業務責任者及び本市と連絡及び調整を行う一元的な窓口となる主担当者を配置する。なお病気などのやむを得ない理由により、業務責任者または主担当者を変更するときは、書面により担当課に提出する。
- ・調査内容及び進捗状況については、担当課と月 1 回程度協議を行い、速やかに議事録を作成し、共有する。

6. 委託スケジュール

令和3年 7月	公募等により事業者決定、契約
9月～1月	調査の実施、進捗状況報告（6回程度）
令和4年 1月	事業完了報告書（調査報告書）の提出
2月	委託料の支払い

※本事業は環境省令和2年度補正「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」のうち「円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業」制度の活用を前提として実施するものであるため、同制度の進捗に合わせて委託スケジュールを決定する。また、不採択の場合は受託者との協議による中止することがある。

7. 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。その場合、費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託、または請け負わせることはできない。

8. 成果品について

(1) 提出する成果品

- ・太陽光ポテンシャルマップ
- ・(仮称)新潟市再生可能エネルギーゾーニングマップ・報告書
(業務報告書(製本2部及び電子データ)、調査データ及び3Dマップ等作成データ)
- ・担当課との協議の議事録
- ・その他協議によって決定するもの

(2) 成果品の権利

本業務の成果品にかかる権利はすべて本市に帰属する。

(3) 提出場所

新潟市環境部環境政策課地球温暖化対策室

新潟市中央区学校町通1番町602番地1(電話025-226-1357)

9. その他

- (1) 各種資料作成、調査費、有識者に対する旅費や謝金の支払い、デジタルマップや3D画像の制作など一切の実費負担を本業務に含めるものとする。
- (2) 本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱、市の課題や方針などを十分理解すること。
- (3) 物品等の調達の際には、新潟市グリーン調達推進方針で定める基準を満たすこと。
- (4) 受託者は本事業を実施するための個人情報の取り扱いについては、新潟市個人情報

報保護条例（平成13年条例第4号）を遵守し、事業の実施に際して知り得た情報等については、契約期間中及び契約期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

(5) 本業務の実施により知り得た一切の事項については、契約履行中は無論のこと、契約履行後も秘密を厳守すること。

(6) 本事業は、環境省が実施する「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業のうち、円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業）」を活用し実施するため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。

(7) 本業務の履行完了など、契約終了後に受託者の業務内容について、本市は下記の基準により評価を行い記録の保存をするものとする。なお、受託者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

評価ランク	評価基準
A	成果物の品質、納入などで仕様を超える成果があった。
B	通常の指示により仕様どおりの成果を得た。
C	仕様書のほかに口頭の指示などにより仕様どおりの成果を得た。
D	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様のレベルの成果を得た。
E	仕様を達成できなかった（契約解除等）

(8) 業務の実施に当たっては、感染症の拡大防止に努めること。

(9) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、速やかに本市と受託者間でその都度協議の上、決定するものとする。

10. 連絡先

新潟市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策室 宮川 田岡

TEL：025-226-1357

FAX：025-222-7031